別紙5

表6.2.2　海岸の保全に関する基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項（６）－２

十勝釧路沿岸　十勝海岸ゾーン

ゾーン区分	図面番号	課題			海岸の保全に関する事項		海岸保全施設の整備に関する事項														維持又は修繕の方法
		大項目	小項目		現状の問題点	海岸保全の方向・施策	区域						種類	新設「◎」改良「○」現況「－」	規模（現況）		規模（計画）		受益の地域及びその状況		
			番号	事項			市町村名	地区番号	地区名	計画区域	所管省庁区　分	区域番号			延長等	天端高（T.P.m）	延長等	天端高（T.P.m） 下段（）内は設計津波水位	地域	状況	
十勝海岸ゾーン	4/5～5/5	防護	②	海岸保全施設の整備・維持	・野塚の海食崖で海岸侵食が生じている。 ・長節で海岸侵食が生じている。 ・大津地区については津波の危険性が高い。 ・津波により背後集落が浸水する危険性がある。	・離岸堤等適切な侵食対策を行う。 ・必要に応じて津波対策を実施する。 ・護岸等の設置	大樹町	109	旭　浜	字旭浜102-20～字旭浜19	水産庁	ロ	護岸	◎	－	－	148	+4.8～+4.9 (+4.9)	大樹町の一部	漁業生産用地、住宅地	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
							広尾町	110	小紋別	小紋別地先	水管理・国土保全局		護岸	－	550	+5.3	550	+5.3	広尾町の一部		・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													消波堤	－	500	+5.3	500	+5.3			・現在行っている日常巡視（月１回の通常、年１回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
								111	紋別	紋別地先	水管理・国土保全局		消波堤	－	730	+5.3	730	+5.3			・現在行っている日常巡視（月１回の通常、年１回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
	5/5							113	野塚	字野塚1線1050～野塚9線1050	農振局	イ～ホ	離岸堤	◎	－	－	877	+2.8		農地海食崖	・現在行っている日常巡視・点検により、適切な維持・修繕を行う。
										字野塚1線1050～野塚9線1050			護岸	◎	－	－	4,411	+6.3 (+4.8)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
										字野塚1線1050～野塚9線1050			消波堤	－	425	－	425	－			・現在行っている日常巡視・点検により、適切な維持・修繕を行う。
										字野塚1線1050～野塚9線1050			離岸堤	－	18基2534	－	18基2534	－			・現在行っている日常巡視・点検により、適切な維持・修繕を行う。
										字野塚1線1050～野塚9線1050			潜堤	◎	－	－	1,000	0.0			・現在行っている日常巡視・点検により、適切な維持・修繕を行う。
										字野塚986～字野塚1050-1	水管理・国土保全局	へ	離岸堤	◎	－	－	1,200	+2.0		国道236	・現在行っている日常巡視（月１回の通常、年１回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
													離岸堤	○	8基800	+2.8～+3.5	8基800	+3.8～+4.5			・現在行っている日常巡視（月１回の通常、年１回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
													護岸	－	1,200	+5.3	1,200	+5.3			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													突堤	－	1基40	+0.6	1基40	+0.6			・現在行っている日常巡視（月１回の通常、年１回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
													消波堤	－	1,100	+5.3	1,100	+5.3			・現在行っている日常巡視（月１回の通常、年１回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
								114	十勝港	会所前地区	港湾局		護岸	－	625	+6.9	625	+6.9		漁港区	・現在行っている日常巡視（月１回の通常、年１回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
													消波堤	－	45	+6.9	375	+6.9		漁港区	・現在行っている日常巡視（月１回の通常、年１回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
		環境	①	良好な生育・生息環境の保全	・海岸に点在する湖沼、原生花園は、水鳥と北海道の天然記念物に指定された植物の宝庫であり保全が求められる。	・防護の必要性の低い地域では、手付かずの海岸地形を残す。															
			②	海岸景観の保全	・砂浜の景観保全が求められている。	・海岸景観に配慮した工法を行う。															
		利用	①	海岸の適正な利用	・原生花園、湧洞湖周辺では保全を主眼とした適正な利用が求められている。	・既存の計画以外の積極的な利用促進のための整備を抑制する。															

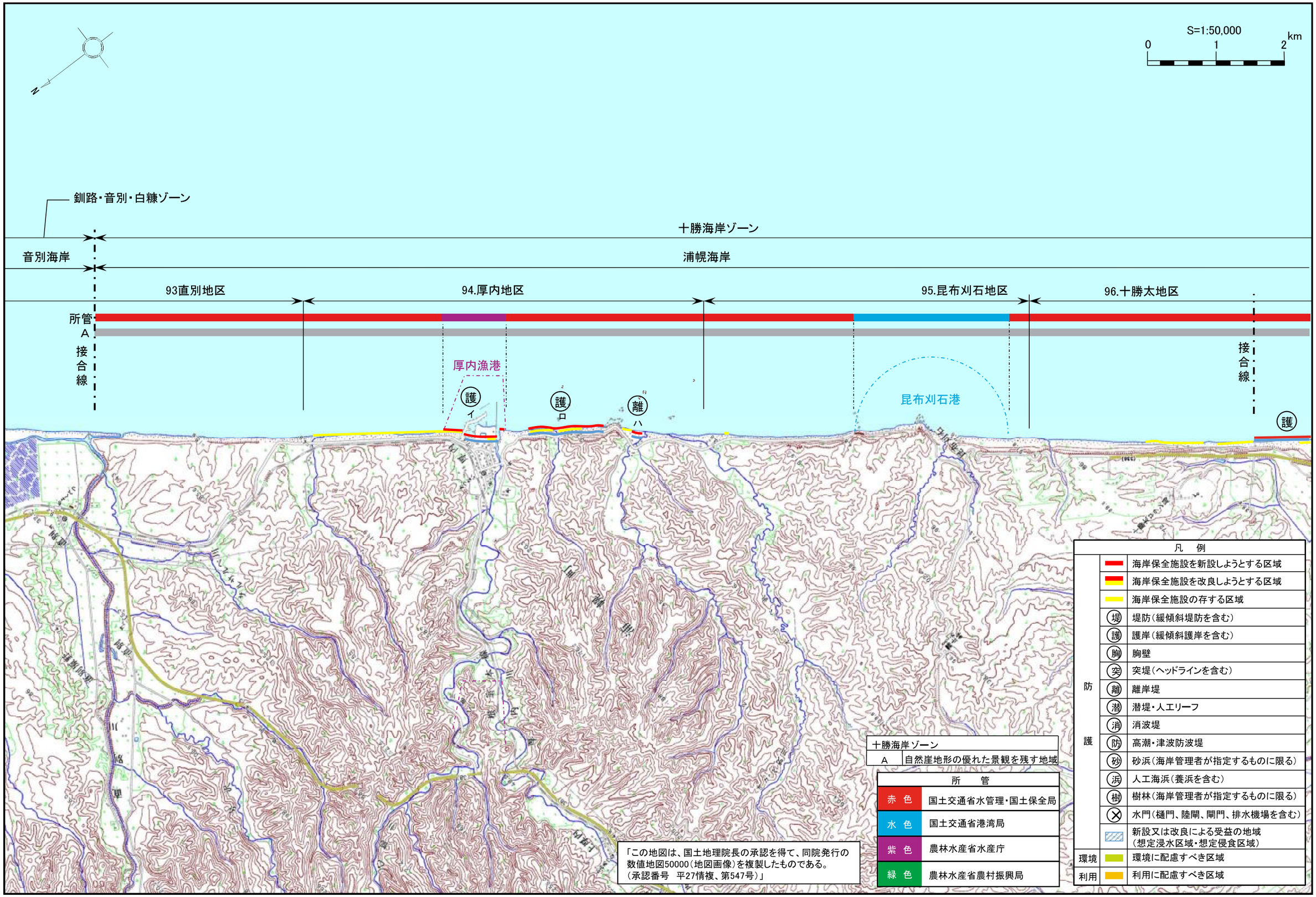

十勝海岸ゾーン 図面番号 1/5

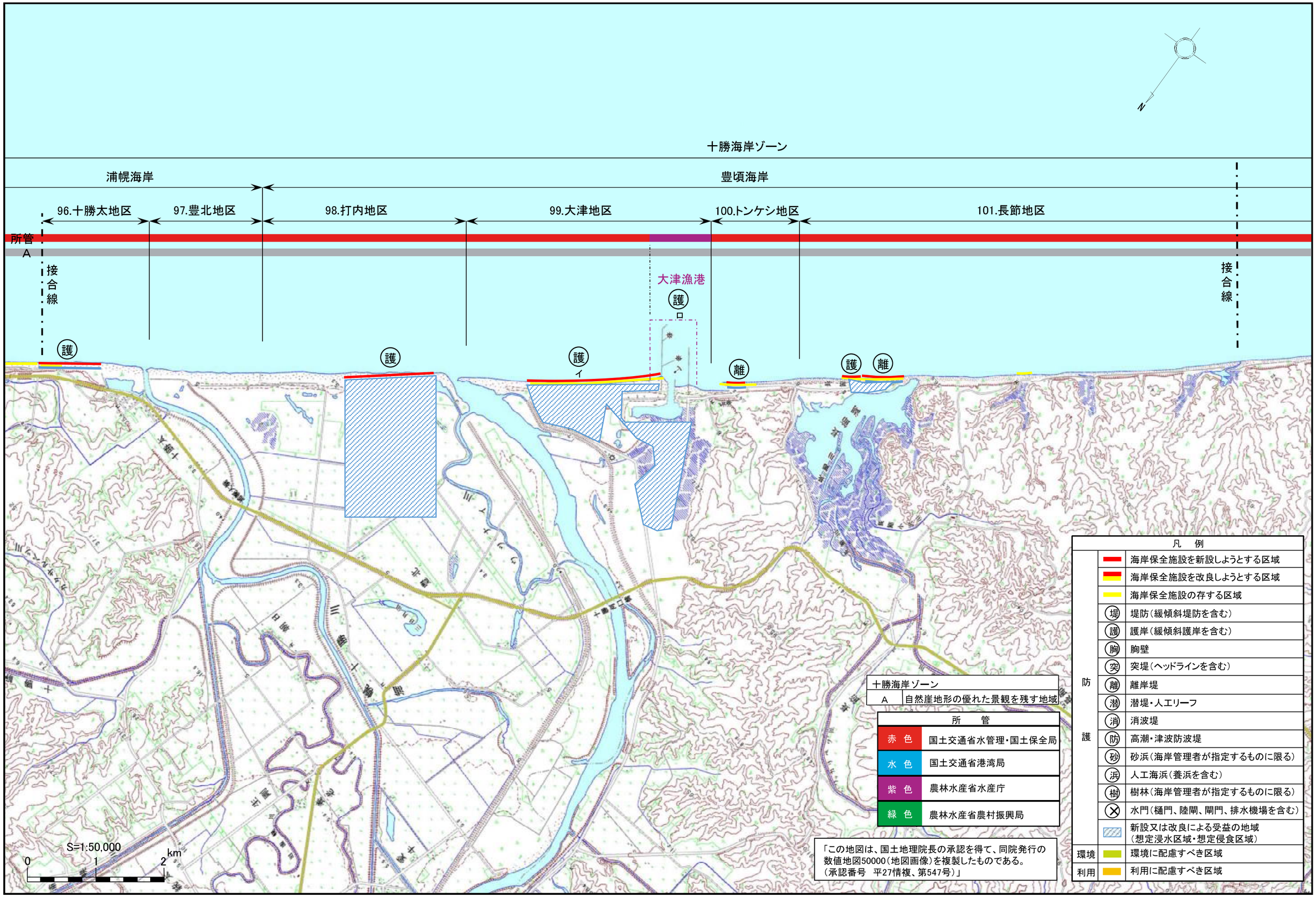

十勝海岸ゾーン　図面番号 2/5